

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

関する規則の一部を改正する規則をここに交付する。
昭和三十九年三月二十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十号

市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部

を改正する規則

市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号の(1)を次のように改める。

(1) 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち、二以上の都道府県（大都市の区域を除く。）

又は大都市に事務所又は事業所を有する法人（以下

本条において「市町村分割法人」という。）に係る

規則

- ◆規則
- 市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則
- ◆訓令
- 市町村に交付すべき昭和三十八年度分の地方交付税のうち、普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則
- ◆告示
- 土地の公用廃止
- ◆教委告示
- 臨時教育委員会の招集
- ◆公告
- 毒物劇物取扱者試験の実施
- 鳥取県改良普及員資格試験の合格者

民事が課税されたものと勘へ、其の税法第川田
111条の十川及び第川田111条の十回の規定
の趣旨より、次の算式によつて算定した額
算式
$$(A + B) \times 0.0567 \times 0.989050 + C \times 0.0567 \times 1.$$

133253
算式の符号

A 昭和37年10月1日から昭和38年3月3
1日までの間に事業年度が終了した法人に係る
法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法
人税割について昭和37年10月1日がら昭和
38年1月31日までの間に事業年度が終了し
たものにあつては同年3月31日まで、昭和
38年2月1日から同年3月31日までの間に
事業年度が終了したものにあつては同年5月3
1日までの間に修正申告、更正又は決定があつ
た場合においては、その最終の修正申告、更正
又は決定による課税標準額とする。)

月31日までの間に修正申告、更正又は決定が
あつたものの当該修正申告、更正又は決定によ
る最終の課税標準額から当該法人に係る当該事
業年度分の昭和37年11月30日以前における
最終の課税標準額を控除した額との合算額
控除額
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年度分
の普通交付税にてごく適用する。

第三章 令 鳥取県訓令第三章

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を定めるに定
め。

昭和三十九年三月三十日

鳥取県知事 石破 一郎
鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第11
十一号)の一部を次のように改正する。

B 昭和38年4月1日から昭和38年9月30
日までの間に事業年度が終了した法人に係る法
人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法
人税割について、昭和38年11月30日までの
間に修正申告、更正又は決定があつた場合にお
いては、その最終の修正申告、更正又は決定に
よる課税標準額とする。)

C 昭和29年4月1日から昭和37年3月31
日までの間に事業年度が終了した法人で昭和3
7年度中に修正申告、更正又は決定がなされ
たものに当該修正申告、更正又は決定による最終
の課税標準額から昭和37年3月31日(昭和
37年2月1日から同年3月31日までの間に
事業年度が終了した法人に係るものにあっては
同年5月31日)以前における最終の課税標準
額を控除した額と、昭和37年4月1日から同
年9月30日までの間に事業年度が終了した法
人で、昭和37年12月1日から昭和38年3

令達先を削除。
第一条「[N]隸附属機関」や「[M]隸屬機關」に改め、
「総務事務所」を記す。
第二条を次のよう改める。
(種類別)
第一條 公印の種類、らな形及び方法並びに管守者は、
別表に定めるものとする。
第二条 第五条の三の規定により刷込みに用いる公印は、前
項に規定する公印の品影を原形とつたものとする。
第三条の次に次の1条を加える。
(新調、改刻及び廃止の協議)
第三条第一項中「管守者」を「新調」、「改刻」又は廃
止しようとするときは、あらかじめ広報文書課長に協
議しなければならない。
第三条第二項中「守衛」を「看護者」と改める。
第五条第一項中「公印を使用するときは、決裁を経た
りん議書を管守者又は守衛に呈示し、審査を受けなけれ
ばならない。」を「公印を使用しようとする者は、決裁

00013

(第3種郵便物
認可)

第二号

第一号

一 知事印

別表

第二号	第一号	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	摘要	要
鳥取県 知事印	鳥取県 知事印	二八ミリメートル平方	二八ミリメートル平方	二八ミリメートル平方	広報文書課長		
東京事務所長							

なく、その登録をまつ消し、その旨管守者に通知するものとする。

別表を次のように改める。

00012

(第3種郵便物
認可)

4

済みの起案書又はこれに代わるべき書類に押印すべき文書を添えて管守者又は当直者に呈示し、審査を受けた後押印するものとする。」に、「時間後公印使用簿」を「公印使用簿」に改める。

第五条の次に次の三条を加える。

第五条の二 公印は、白紙その他不備な文書に押印してはならない。ただし当該押印について、事前に広報文書課長の承認を受けた場合は、この限りでない。

第五条の三 第五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書については、公印の刷込み使用をすることができる。

一 結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）に基づく患者票及び不承認通知書

二 鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）に基づく納税通知書及び督促状

三 鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）に基づく納入通知書、督促状及び返納通知書

第六条に次のただし書きを加える。

ただし、焼印章及び刷込みに用いる印章は、管守者の承認を受け、持出使用することができる。

第八条に次の二項を加える。

- 2 広報文書課長は、前項の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を管守者に通知するものとする。
- 3 管守者は、前項の通知を受けた後でなければ、公印を使用してはならない。

第十条を次のように改める。

（廃棄）

第十条 管守者は、公印を廃止しようとするときは、直ちに登録のまつ消しを広報文書課長に請求しなければならない。

2 広報文書課長は、前項の請求を受けたときは、遅滞

第五条の四 前二条の規定により、公印を押印し、又は

公印の刷込み使用をした文書については、それぞれその受払いを帳簿により明確にしておかなければならぬ。

い。

00015

7 昭和39年3月26日 金曜日 鳥取県公報 第3516号 (第3種郵便物認可)

00014

昭和39年3月26日 金曜日 鳥取県公報 第3516号 (第3種郵便物認可) 6

四 者 知 事 職 務 代 理 第一 号	第 二 号	三 者 知 事 職 務 代 理 第一 号	第 二 号
鳥取県 知事職務 代理者印 何専用	鳥取県 知事職務 代理者印	鳥取県 知事職務 代理者印	鳥取県 知事印
二七ミリメートル平方	二八ミリメートル平方	二八ミリメートル平方	長方形 縦 六ミリメートル 横 九ミリメートル
機関の 主務課 長	東京事務所 長	広報文書課 長	広報文書課 長 免許状類の書きかえ承認用

二 專 用 知 事 印 第一 号	第 五 号	第 四 号	第 三 号
鳥取県 知事印 何専用	鳥取県 知事印	鳥取県 知事印	鳥取県 知事印
二七ミリメートル平方	二八ミリメートル平方	二八ミリメートル平方	二七ミリメートル平方
機関の 主務課 長	広報文書課 長	広報文書課 長	人事課 長

賞状
表彰状
感謝状
木製の証票類に用いる焼印章
用

辞令用

00017

9 昭和39年3月26日 金曜日 鳥取県公報 第3516号
 (第3種郵便物)
 (認 司)

第二号	第一号	十 課長印	九 部長印
鳥取県 何部 何課長印	鳥取県 課長印	鳥取県 何室 長印	鳥取県 部長印
二一ミリメートル平方	二一ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二二一ミリメートル平方
主務課長	広報文書課長	広報文書課長	広報文書課長
国費事務課用			

00016

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報 第3516号
 (第3種郵便物)
 (認 司) 8

五 副知事印	第一号	六 出納長印	七 理出納長職務代 理者印	八 副出納長印	第一号
鳥取県 副知事印	鳥取県 出納長印	鳥取県 出納長印	鳥取県出 納長職務 代理者印	鳥取県 副出納長印	二一ミリメートル平方
二五ミリメートル平方	二三ミリメートル平方	二三ミリメートル平方	二三ミリメートル平方	二二ミリメートル平方	二一ミリメートル平方
副出納長	副出納長	副出納長	副出納長	副出納長	副出納長

00019
(第3種郵便物
認可)

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報 第3516号

00018

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報 第3516号 (第3種郵便物
認可) 10

十四 第一 号	第 二 号	第 一 号	十三 出納員印	十二 第一 長出印 機関課
鳥取県何所 (機関名)分 任出納員印	鳥取県何所 (機関名) 出納員印	鳥取県 出納員印	鳥取県 何所何 課長印	鳥取県 長出印 機関課
一八ミリメートル平方	一八ミリメートル平方	一八ミリメートル平方	二一ミリメートル平方	二一ミリメートル平方
分任出納員	出納員	出納員	主務課長	主務課長

十一 第一 号	第 五 号	第 四 号	第三 号
鳥取県何 所(機 関 名)長印	鳥取県 何部 何所長印	鳥取県 縣 (部 名) 何室長印	鳥取縣 何部 何局長印
二一ミリメートル平方	二一ミリメートル平方	二一ミリメートル平方	二一ミリメートル平方
機 関 の 長	主 務 所 長	主 務 室 長	主 務 局 長

00021

(第3種郵便物)
(認可)

13 昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報 第3516号

00020

(第3種郵便物)
(認可) 12

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報 第3516号

第二 二号	第一 一号	二十 專用縣印	十九 第一 二号	第一 一號	十九 縣印
鳥 取 縣	鳥 縣 印 何 專 用	鳥 取 縣 印	鳥 取 縣 印	鳥 取 縣 印	鳥 取 縣 印
だ円形 縦二一ミリメートル 横一五ミリメートル	二一ミリメートル 平方	三〇ミリメートル 平方	四五ミリメートル 平方		
機 主 務 課 長 機 關 的 長	機 主 務 課 長 廣報文書課長			廣報文書課長	
きかえ承認用	小型証明書類又は各種証明書等の書				

十六 小作主事印	十七 建築主事印	十八 印 麻 藥 取 締 員	第一 一號	第一 一號	第一 一號
鳥 取 縣 小 作 主 事 印	鳥 建 築 主 事 印	鳥 麻 藥 取 締 員 印	一八ミリメートル 平方	一八ミリメートル 平方	一八ミリメートル 平方
企業出納員印	企業出納員印	企業出納員印	小作主事	建築主事	麻藥取締員

00023

15 昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報 第3516号 (第3種郵便物) 認可

(第3種郵便物) 認可

00022

昭和39年3月26日 金曜日 鳥取県公報 第3516号 (第3種郵便物) 認可 14

二十一 機関の印

第一号

鳥取県	(機関)
所名	三〇ミリメートル平方

機関の長

第一号機式中「時間後公印使用簿」を「公印使用簿」に改める。

附則

1 この訓令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に使用していた公印は、総務部長の承認を受けた場合に限り、昭和四十年三月三十一日まで使用することができる。

鳥取県訓令第四号

鳥取県文書編さん、保存規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県文書編さん、保存規程の一部を改正する

訓令

鳥取県文書編さん、保存規程(昭和二十六年十月鳥取県

訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。

令達先を削る。

第一条を次のように改める。

(この訓令の趣旨)

第一条 知事の事務部局における文書の編さん及び保存については、別に定めがある場合を除くほか、この訓令の定めるところによる。

第六条を次のように改める。

(保存の主管)

第六条 文書の保存事務は、広報文書課長が総括するものとする。

第七条第一項中「(以下「倉庫」という。)」を「(主務課長の所管に係る文書保存倉庫を除く。以下「倉庫」という。)」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

第七条の二 前条第二項から第四項までの規定は、主務

課長の所管に係る倉庫についてこれを準用する。

第十二条を次のように改める。

(文書の保管)

第十二条 文書は、完結した日の属する年の翌年の初日から起算して一年間、主務課で保管するものとする。但し、会計年度によるものは、完結した日の属する年

度の翌年度の初日から起算するものとする。

2 前項の保管文書で、常時使用する等特別の事由により引き続き主務課において、保管しようとするときは、広報文書課長の承認を受けて保管するものとする。

第十二条中「一年間保管し、翌年三月三十一日までに、会計年度によるものは翌年六月三十日までに」を削り、同条に次のただし書きを加える。

但し、主務課長が、主務課において保存することを適當と認めた文書で総務部長の承認を受けたものは、この限りでない。

第十四条の二 前条の規定は、第十二条但し書きの規定に

より主務課において保存する文書についてこれを準用する。

第十七条の見出しを「(閲覧)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 広報文書課長は、前項の申込みを受け、文書を倉庫の外に持ち出し、閲覧使用させるとときは、第七号様式による簿冊閲覧簿に記入のうえ貸し出すものとする。

第二十三条中「甲類附属機関」を削り、「社会保険出張所」を「社会保険事務所」に改め、「知事」、「」を削る。

第二十四条の見出し中「甲類附属機関」を削り、「社会保険出張所」を「社会保険事務所」に改め、同条中「甲類附属機関の長」を削り、「社会保険出張所長」を「社会保険事務所長」に改める。

この訓令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則

00024

昭和39年3月27日 鳥取県公報 第3516号

鳥取県知事 第四十九号
次の土地は、昭和三十九年三月十九日から公用を廃止
した。
昭和三十九年三月十九日
鳥取県知事 石破 一 聰
所 地 田 地 積

鳥取市田島字上平外
一一、五七四番七地先 道路敷 八坪 一畝四分
一一、五七四番八地先 道路敷 八坪 一畝四分

教育委員会印

鳥取県教育委員会印
臨時教育委員会を次の如きの如く算定する。

昭和三十九年三月十九日

鳥取県教育委員会印
昭和三十九年三月十九日
一一、五七四番七地先 道路敷 八坪 一畝四分
一一、五七四番八地先 道路敷 八坪 一畝四分

1. 總額 一 教育委員会印

2. 申込者

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次
要領により実施する。

昭和39年3月27日

昭和39年4月2日(火曜日)午前10時20分か
ら午後3時30分まで

鳥取県東町 鳥取県庁講堂

1. 期日及び場所

2. 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規、ただし、厚生大臣
が指定した毒物又は劇物のみを受験する者(以下
「限定受験者」という。)については、特定毒物

並びに農業上必要な毒物及び劇物に関するものを
除く。

1. 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。

ただし、農業上必要な毒物又は劇物のみを受験す
る者(以下「農業用受験者」という。)について
は、毒物及び劇物の範囲を別記(1)、限定受験者に
ついては、毒物及び劇物の範囲を別記(2)のとおり
とする。

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法。ただし、農業用
受験者については、毒物及び劇物の範囲を別記(1)、
限定受験者については、毒物及び劇物の範囲を別記(2)
(2)のとおりとする。

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則(昭和2
6年3月鳥取県規則第9号)第2条に規定する受験申
請書に500円の鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書
類を添えて、昭和39年4月16日までに、所轄保健

所長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真2葉(申請前6月以内に、脱帽で上半身を撮
影した名刺形で台紙にはりつけていないもの)

(4) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい
剤の中毒者、おし、つんば、盲又は色盲でないこと
を証する医師の証明書

別記 (1)

1 黄りん、硫化リン及びこれらのはいざれかを含有する
製剤

2 クラーレ及びこれらを含有する製剤

3 シアン化合物及びこれを含有する製剤、但し、ペル
リッ青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素

並びにこれらのいづれかを含有する製剤を除く。

4 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘
汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞及びこれ
らのいづれかを含有する製剤を除く。

00026

(第3種郵便物
印鑑)

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報 第3516号

00027

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報 第3516号

- 5 ニュチン、その塩類及びこれらのいずれかを含むする製剤。ただし、ニコチンとして10%以下を含有するものを除く。
- 6 硫素、その化合物及びこれらのいずれかを含むする製剤
- 7 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 8 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 9 ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 10 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 11 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 12 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤
- 13 パラクロルフェニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれを含有する製剤

- 14 2-クロル-4メチル-6-ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含むする製剤
- 15 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤
- 16 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 17 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤
- 18 ジニトロクレゾール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 19 2・4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール及びこれを含有する製剤
- 20 リン化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- 21 ヘキサクロロエボキシオクタヒドロエンジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤
- 22 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾオキサチエピンオキサイド及びこれを含有する製剤
- 23 アルカノールアンモニウム-2・4-ジニトロ-6-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤。ただし、トリエタノールアンモニウム-2-4-ジニトロ-6-6-(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを含有する製剤を除く。
- 24 オタクロルテトラヒドロメタノフランク及びこれを含有する製剤
- 25 ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 26 亜鉛塩類、ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- 27 アンモニヤ水、ただし、アンモニヤ10%以下を含有するものを除く。
- 28 塩酸及びその含有物。但し、塩化水素10%以下を含有するものを除く。
- 29 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。
- 30 過酸化水素を含有する製剤。ただし、過酸化水素3.3%以下を含有するものを除く。
- 31 苦性カリ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。
- 32 苦性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。
- 33 クロルピクリン及びこれを含有する製剤
- 34 硅沸化水素類35錫塩類。但し、雷銅を除く。
- 35 ニコチンとして10%以下を含有する製剤
- 36 二硫化炭素及びこれを含有する製剤
- 37 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。
- 38 ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。
- 39 ロテノン及びロテノンを含有する生薬(デリス根魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン2%以下を含有するものを除く。
- 40 ロテノン及びロテノンを含有する生薬(デリス根魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン2%以下を含有するものを除く。
- 41 硫酸及びその含有物。但し、硫酸10%以下を含有するものを除く。

00028

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報第3516号

00029

(第3種郵便物) 司(認)

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報第3516号

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報第3516号

- 42 ナロムメチル
 43 2-4ジ=トロー-6-シクロヘキシルフェノール及び
 これを含有する製剤。ただし、2-4-ジニトロー-6
 シクロヘキシルフェノール15%以下を含有する製剤を
 除く。
- 44 ペンタクロルフェノール、その塩類及びこれらの一
 一として5%以下を含有するものを除く。
 すれかを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフェノ
 ルとして5%以下を含有するものを除く。
- 45 2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジ
 エチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
 46 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいず
 れかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸と
 して15%以下を含有するものを除く。
- 47 ヘキサクロロヘキサジメタノナフタリン及び
 これを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサ
 ドロジメタノナフタリン5%以下を含有するものを除
 く。
- 48 ヘキサクロロエボキシオクタヒドロエンドエキソジ

- メタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、
 ヘキサクロロエボキシオクタヒドロエンドエキソジメ
 タノナフタリン5%以下を含有するものを除く。
- 49 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝
 酸タリウム0.3%以下を含有し、黒色に着色され、か
 つトウガラシエキスを用いて著しくからく着味されてい
 るものを除く。
- 50 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫
 酸タリウム0.3%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウ
 ガラシエキスを用いて著しくからく着味されているも
 のを除く。
- 51 リン化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、リン
 化亜鉛1%以下を含有し、黒色に着色され、かつトウ
 ガラシエキスを用いて著しくからく着味されているも
 のを除く。
- 52 二臭化エチレン及びこれを含有する製剤。ただし、
 二臭化エチレン50%以下を含有するものを除く。
- 53 1・4・5・7-ペントクロロ-3a・4・7・7a-テ
- トラヒドロ-4・7-(8・8-ジクロロメタノ)-イン
 デン及びこれを含有する製剤。ただし、1・4・5・6・
 7-ペントクロロ-3a・4・7・7a-テトラヒドロ-4・7
 -(8・8-ジクロロメタノ)-インデン20%以下を含
 有するものを除く。
- 54 クロルメチル及びこれを含有する製剤。ただし、容
 量300立方センチメートル以下の容器に詰められた殺
 虫剤であつてクロルメチル50%以下を含有するものを
 除く。
- 55 硅沸化水素及びこれを含有する製剤
- 56 ジメチル-2-ジクロロビニルホスフェイト及び
 これを含有する製剤
- 57 トリエタノールアンモニウム2・4-ジニトロー-6
 -(1-メチルプロピル)-フェノラート及びこれを
 含有する製剤
- 58 ジメチル-2・2・2-トリクロロ-1-ヒドロキシ
 エチルホスホネイト及びこれを含有する製剤。ただし、
 ジメチル-2・2・2-トリクロロ-1-ヒドロキシエ
- チルホスホメイ10%以下を含有するものを除く。
- 59 ジエチル-4-クロルフェニルメルカブトメチルジ
 チオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 60 ジエチル-2・5-ジクロルフェニルメルカブトメ
 チルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
- 61 六塩化ベンゼン
- 62 ジブロムクロロプロパン及びこれを含有する製剤
- 63 ジクロルブチン及びこれを含有する製剤
- 64 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト及び
 これを含有する製剤
- 65 2・4-ジ=トロー-6-(1-メチルプロピル)-フ
 ェノール2%以下を含有する製剤
- 66 エヌ-メチル-1-ナフチルカルバート及びこれ
 を含有する製剤。ただし、エヌ-メチル-1-ナフチ
 ルカルバート3%以下を含有するものを除く。
- 67 ペータ-2-(3・5-ジメチル-2-オキソシクロ
 ヘキシル)-2-ヒドロキシエチル-グアルタルイミ
 ド及びこれを含有する製剤。ただし、ペータ-2-

00030

昭和39年3月26日 金曜日 鳥取県報公報

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県報公報

(第3種郵便物) 司(認) 第3516号 第3516号

00031

(第3種郵便物) 司(認) 第3516号 第3516号

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県報公報

(第3種郵便物) 司(認) 第3516号 第3516号

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県報公報

(3・5—ジメチル—2—オキソシクロヘキシル)—2—

ヒドロキシエチル) —ダルタルイミド 0.2%以下を含

有するものを除く。

68 トリブチル錫化合物及びこれを含有する製剤。たゞ

し、トリブチル錫化合物 2%以下を含有するものを除

く。

69 アクロレイン

70 2・3—ジー(ジエチルジチオホスホロ) —パラジ

キサン及びこれを含有する製剤

71 過酸化尿素及びこれを含有する製剤。ただし、過酸

化尿素 17%以下を含有するものを除く。

72 チオシアン酸酸エチルエステル及びこれを含有する

製剤

73 ジメチルエチルメルカブトエチルジチオホスフェト

及びこれを含有する製剤

74 ジメチル—4—メチルメルカブト—3—メチルフェ

ニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤

75 エチルエヌー(ジエチル、ジチオホスホリールアセ

チル) エヌメチルカルバムエート及びこれを含有する製剤

76 ジメチル—(エヌ—メチルカルバミルメチル) —ジ

チオホスフェイト及びこれを含有する製剤

77 ジメチルジブロムジクロルエチルホスフェイト及び

これを含有する製剤

78 トリフェニル錫化合物及びこれを含有する製剤。た

だし、トリフェニル錫 2%以下を含有するものを除く。

79 プラストサイジンSその塩類、及びこれらのいずれ

かを含有する製剤

80 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホス

フェイト及びこれを含有する製剤

82 トリプロピル錫化合物及びこれを含有する製剤

83 ジメチルジチオホスホリルフェニル酸酸エチル

及びこれを含有する製剤

別記 (2)

17 硫酸及びその含有物

昭和39年2月29日から3月2日までの3日間に実施した鳥取県改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和39年3月27日 鳥取県知事 石破二朗

1 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号)第3条第1項第1号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験合格者

- 1 アンモニア水
- 2 塙基性酢酸銅
- 3 塙酸及びその含有物
- 4 過酸化水素を含有する製剤
- 5 苛性カリ及びこれを含有する製剤
- 6 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤
- 7 クロム酸塙類、重クロム酸塙類及びこれらといづれかを含有する製剤
- 8 クロロホルム
- 9 硅沸化ナトリウム
- 10 酸化水銀及びこれを含有する製剤
- 11 酸化鉛
- 12 四塙化炭素及びこれを含有する製剤
- 13 蔗酸及びこれを含有する製剤
- 14 硝酸及びその含有物
- 15 ホルムアルデヒド含有物
- 16 メタノール

- 1 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第59号)第3条第1項第1号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験合格者
- 受験番号 氏名 受験番号 氏名
- 1 常松 定信 11 宮田 守
- 2 原田 信之 13 宇山 好治
- 4 酒井 永 14 田中 正邦
- 5 酒井 龍之 16 有松 幸登
- 6 森島 正幸 17 山田 健朗
- 7 中村 蔵
- 2 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月

昭和39年3月27日 金曜日 取巻

鳥取県条例第59条) 第3条第1項第2号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験合格者

受験番号

氏名

受験番号

氏名

受験番号

氏名

前佳代子

受験番号

氏名

受験番号

氏名

奥田博子

岸田光世

3 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月

鳥取県条例第59条) 第3条第1項第1号に掲げる事項についての生活改良普及員資格試験合格者

受験番号

氏名

受験番号

氏名

奥村敦夫

長谷正之

須崎宏

山田一郎

山根嘉兵衛

山根善男

保近

4 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月

鳥取県条例第59条) 第3条第1項第2号に掲げる事項についての生活改良普及員資格試験合格者

受験番号

氏名

受験番号

氏名

中本永子

大平安雄

中島彰

小谷長司

鷲原澄男

山田裕治

河本幹雄

山田一七

山根善男

保近

鳥取県改良普及員資格試験

糸戸田火金

第三回鳥取県農市東町1丁目
鳥取県農市栗谷町
鳥取市栗谷町
〔扶植1番火種用具(肥料袋)〕